

時間外における選定療養費の徴収について

当院は、一般病床が200床以上の地域医療支援病院であるため、医療機関の機能分担と地域医療の観点から、紹介状を持たずに当院を受診した場合、診療費とは別に選定療養費7,700円を徴収しています。

また、当院は緊急の治療が必要な患者さんを24時間365日受け入れる2次救急の医療機関です。しかしながら、診療時間外に緊急性の低い患者さんが多く受診されており、本来の役割である救急診療に支障が出ております。

そのため、2025年2月3日より、診療時間外の受診でも、時間内と同様に選定療養費7,700円の徴収を開始することといたします。

なお、救急車にて来院された方は選定療養費の対象外となります。

国の医療制度によるものですので、ご理解のほどお願いいたします。

以下に該当の患者さんは、時間外の選定療養費の対象外となります。

- 1 救急車にて来院された方
- 2 診療の結果、入院となった方
- 3 他の医療機関から紹介状を持参し時間外に受診された方
- 4 当院での時間外の予約があり、注射や処置が指示されている方
- 5 来院された時点で当院での次回の受診予約がある方
- 6 労働災害や生活保護法、国の公費制度による医療扶助の方